

令和7年2月5日

千葉地方労働審議会

会長 皆川 宏之 殿

千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会

部会長 藤波 美帆

千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃の改正決定について

本専門部会は、令和7年2月5日、第1回専門部会を開催し、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

## 別紙

### 第1

次の千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃を改正すること。

#### 1 適用する家内労働者

千葉県の区域内で婦人既製洋服製造業に係る上衣、ワンピース、コート、スカート又はスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

#### 2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

#### 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額。ただし、金額欄中に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とする。この場合、1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

工 程	規 格	金 額
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	3センチメートルにつき 10円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 14円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 12円
スナップ付け		1組につき 14円
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 24円
	ウエスト用以外	1組につき 19円
ボタン付け	根巻きあり カボタンあり	1個につき 16円
	根巻きあり カボタンなし	1個につき 10円
	根巻きなし カボタンなし	1個につき 7円
鎖糸ループ付け	鎖糸ループ作りを含む	1か所につき 10円
	鎖糸ループを含まない	1か所につき 3円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 12円
ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 14円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 15円
見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 21円

そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき	14円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき	19円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき	12円
襟付けまつり		10センチメートルにつき	9円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき	24円
肩パット付け		1組につき	27円
カフス付け	カフスカバーまつりかんぬき止め	1枚につき	66円
襟付け	えりカバーまつりかんぬき止め	1枚につき	29円
襟づり止め		1枚につき	10円
糸くず取り		1枚につき	21円

#### 4 効力発生の日 法定どおり

## 第2

### 千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会審議経過

年月日	経過	審議
令和6年11月8日	令和6年度第1回千葉県地方労働審議会	1 最低工賃の改正について諮問 2 専門部会の設置を決定
令和7年2月5日	第1回専門部会	1 部会長、同代理の選出 2 各種資料の説明 3 最低工賃額について審議 4 結審 5 専門部会報告書（案）について審議 6 同報告書を決定 7 千葉県地方労働審議会運営規程第10条の規定に基づき直ちに千葉労働局長に答申